

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 四七七
- 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 四七七
- 告示 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四七六
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四七六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四七六
- 道路の供用を開始する件 四七六
- 道路の路線の認定の公示内容を変更する件 四七六
- 公告 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四七九
- 随意契約の相手方を決定した件 四七九
- 一般競争入札を行う件 四七九
- 福島県監査委員 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 四八三

## 規 則

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第六十五号

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年福島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

### 福島県規則第六十六号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成十五年農林水産省令第五十五号）」の下に「、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）」を加える。

第二条第二項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 山村振興法第八条第一項及び第七項の同意を得た計画に従って同条第六項第一号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第八条の六第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年以内
- 第二条第三項ただし書中「前項第三号、第四号及び第七号」を「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」に改める。

附則第四項中「同項第一号中」を「同項第二号中」に、「同項第二号中」を「同項第三号中」に、「同項第三号から同項第六号まで」を「同項第五号から同項第八号まで」に、「前項第三号及び第六号」とあるのは「前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合における貸付金の据置期間は三年以内とし、前項第三号及び第六号」と、「五年」とあるのは「八年」を「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」とあるのは「前項第五号及び第八号に掲げる場合における貸付金の据置期間は八年以内とし、前項第一号及び第四号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

## 告 示

### 福島県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
リブレ松川 居宅介護支 援事業所	福島市松川町 美郷四一三丁 八	株式会社リ ブレ	宮城県仙台市若 林区今泉字小在 家東九七一	平成二十七年 七月一日	居宅介護 支援事業

（社会福祉課）

福島県告示第五百六十五号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
まいんど 万世二番 館	本宮市本 宮字万世 一三四一	株式会社 マインド	本宮市本宮字中 條一六一二	平成二十七年六月一 日	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護

（社会福祉課）

福島県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月十一日から同年十二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
平成二十七年六月十九日
- 五 届出をした者  
片倉工業株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十七号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道あぶくま洞都路 線	田村市大越町早稲川字柳ノ下三番 一地先から 同 市大越町早稲川字関沢二六番 地先まで	平成二十七年八月二日

（道路計画課）

福島県告示第五百六十八号

大正九年福島県告示第百三十九号で認定した県道路線の公示内容を次のように変更する。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

29郡山停車場線の項中「一級国道四号線交点（郡山市稲荷町）」を「一般国道四号交点（郡山市大町）」に改める。

（道路計画課）

## 公 告

### 公告第百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年八月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十七日

二 名称

認定特定非営利活動法人フロンティア南相馬

三 代表者の氏名

草野 良太

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区本町一丁目三十一番地四ツ葉ビル一F

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く一般市民に対して、現在求められている高齢化社会、

環境問題、青少年教育、障害者雇用、コミュニティ開発、途上国支援にな

どの社会的課題の解決に関する事業を行い、ネットワークを広げること

により、新しい仕組み作りを促進し、より良い社会の実現に寄与すること

目的とする。

（変更後）この法人は東日本大震災により被災した地域に対して、災害に伴うさま

ざまな社会的課題の解決に関する活動を行い、市民ネットワークやコミュ

ニケーションの場を構築することにより、新しい仕組み作りを促進し、地

域再興に繋がる社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

### 公告第186号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年8月11日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
手術室及びアンギオハイブリッド手術室 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課医療関連産業集積推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年6月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番地5
- 5 随意契約に係る契約金額  
303,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

（産業創出課医療関連産業集積推進室）

### 公告第187号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年8月11日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ゲルマニウム半導体測定装置Ⅱ 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月31日(木)
- (4) 納入場所 福島県浜地域農業再生研究センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年9月4日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年8月11日(火)から同年9月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年8月21日(金)午前10時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年9月25日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年9月24日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High resolution germanium gamma spectroscopy system II 2sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 25 September 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 24 September 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

## 福島県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年8月11日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
佐 藤 成	福島県福島市五月町2番25号
富 樫 健 一	福島県福島市小倉寺字経塚山29番地の8
渡 部 和 俊	東京都品川区西中延1丁目6番4号
井 上 雄 介	埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目11番17号
鈴 木 康 将	宮城県白石市南町1丁目2番1-1号 サザンフラットA
齋 藤 健	福島県福島市大森字赤沢73番地の11
小 山 暢	福島県福島市大森字下町47番地の11
中 鉢 政 彦	福島県福島市宮下町11番7号 アーバン宮下202号室
葛 西 裕 之	福島県福島市大森字丑子内94 ロイヤルプラザC105号室

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成27年8月11日から平成28年3月31日まで

(監査総務課)